

恵庭市国民保護計画 新旧対照表

頁	現行	変更 (案)	変更の必要性等	変更区分				
14	<p>恵庭市国民保護計画</p> <p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第1 市における組織・体制の整備</p> <p>1 市の各部課室における平素の業務</p>	<p>恵庭市国民保護計画</p> <p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第1 市における組織・体制の整備</p> <p>1 市の各部課室における平素の業務</p>						
15	<table border="1" data-bbox="240 667 632 1339"> <thead> <tr> <th data-bbox="240 667 632 747">部課室名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="240 747 632 1339"> <p>経済部</p> <p>(農政課)</p> <p>(商工労働課)</p> <p>(花と緑・観光課)</p> <p>農業委員会事務局</p> </td> </tr> </tbody> </table>	部課室名	<p>経済部</p> <p>(農政課)</p> <p>(商工労働課)</p> <p>(花と緑・観光課)</p> <p>農業委員会事務局</p>	<table border="1" data-bbox="1317 667 1709 1339"> <thead> <tr> <th data-bbox="1317 667 1709 747">部課室名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1317 747 1709 1339"> <p>経済部</p> <p>(農政課)</p> <p>(商工労働課)</p> <p>(花と緑・観光課)</p> <p><u>(全国都市緑化北海道フェア準備室)</u></p> <p>農業委員会事務局</p> </td> </tr> </tbody> </table>	部課室名	<p>経済部</p> <p>(農政課)</p> <p>(商工労働課)</p> <p>(花と緑・観光課)</p> <p><u>(全国都市緑化北海道フェア準備室)</u></p> <p>農業委員会事務局</p>	組織名修正	軽微
部課室名								
<p>経済部</p> <p>(農政課)</p> <p>(商工労働課)</p> <p>(花と緑・観光課)</p> <p>農業委員会事務局</p>								
部課室名								
<p>経済部</p> <p>(農政課)</p> <p>(商工労働課)</p> <p>(花と緑・観光課)</p> <p><u>(全国都市緑化北海道フェア準備室)</u></p> <p>農業委員会事務局</p>								
16	<table border="1" data-bbox="240 1339 632 1850"> <tbody> <tr> <td data-bbox="240 1339 632 1850"> <p>水道部</p> <p>(経営管理課)</p> <p><u>(工事課)</u></p> <p><u>(施設維持課)</u></p> <p>(下水終末処理場)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	<p>水道部</p> <p>(経営管理課)</p> <p><u>(工事課)</u></p> <p><u>(施設維持課)</u></p> <p>(下水終末処理場)</p>	<table border="1" data-bbox="1317 1339 1709 1850"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1317 1339 1709 1850"> <p>水道部</p> <p>(経営管理課)</p> <p><u>(上水道課)</u></p> <p><u>(下水道課)</u></p> <p>(下水終末処理場)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	<p>水道部</p> <p>(経営管理課)</p> <p><u>(上水道課)</u></p> <p><u>(下水道課)</u></p> <p>(下水終末処理場)</p>				
<p>水道部</p> <p>(経営管理課)</p> <p><u>(工事課)</u></p> <p><u>(施設維持課)</u></p> <p>(下水終末処理場)</p>								
<p>水道部</p> <p>(経営管理課)</p> <p><u>(上水道課)</u></p> <p><u>(下水道課)</u></p> <p>(下水終末処理場)</p>								

恵庭市国民保護計画 新旧対照表

<p>25</p> <p>25</p> <p>26</p>	<p>(略)</p> <p>第4 情報収集・提供等の体制整備</p> <p>1 基本的考え方</p> <p>(2) 体制の整備に当たっての留意事項</p> <p>運用面</p> <p>・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、<u>職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2 警報等の伝達に必要な準備</p> <p>(2) <u>防災行政無線の整備</u></p> <p><u>市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の通信方式のデジタル化の推進や可聴範囲の拡大を図るなど通信体制の充実に努める。</u></p> <p>※【<u>全国瞬時警報システム(J-ALERT)の整備について</u>】(参考情報)</p>	<p>(略)</p> <p>第4 情報収集・提供等の体制整備</p> <p>1 基本的考え方</p> <p>(2) 体制の整備に当たっての留意事項</p> <p>運用面</p> <p>・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、<u>担当職員</u>が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 警報等の伝達に必要な準備</p> <p>(2) <u>情報伝達体制</u>の整備</p> <p><u>市は、防災行政無線、IP告知端末、登録制メール、広報車、消防団及び自主防災組織や自治会等の地域コミュニティを通じた伝達等による他、指定公共機関及び指定地方公共機関である放送事業者との協力、コミュニティFMなどとの連携の強化、コンピュータやデータ通信等を活用した迅速な情報提供システムの構築(充実)に努め、住民に対する迅速かつ的確な情報伝達体制の整備(充実)を図る。更に緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、消防救急無線、防災行政無線等を中心に、総合行政ネットワーク(LGWAN)等の公共ネットワークの情報通信手段を的確に運用・管理・整備する。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>文言訂正</p> <p>基本指針の変更</p> <p>緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)を追記する。</p>	<p>軽微</p> <p>協議</p>
-------------------------------	--	--	--	---------------------

<p>26</p>	<p>国においては、対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接市町村の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行う全国瞬時警報システム（J-ALERT）の開発・整備を検討しており、平成17年度においては、全国31団体において実証実験を実施しており、平成19年2月から一部の情報について運用可能となっている。</p> <p>今後、全国の市区町村においては、市町村合併に伴う同報無線の親機の統合や遠隔制御装置の設置（旧市町村間の親機の統合運用等）、同報無線の更新やデジタル化、同報無線の導入等が近々に予定される団体が相当数に上ると見込まれる。</p> <p>この場合、市区町村においてJ-ALERTのために新規に必要な機器について、効率性の観点から、これらの整備時期において一体的に自動起動機の設置及び工事等を行うことも十分に検討されることが必要である。</p> <p>(3)～(6)（略）</p> <p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</p> <p>(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式</p> <p>市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する</p>	<p>(3)～(6)（略）</p> <p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</p> <p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、<u>原則として</u>、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第1</p>	<p>平成29年8月3日 （消防国第70号） 平成30年2月7日 （事務連絡）</p>	<p>軽微</p>
-----------	--	--	---	-----------

恵庭市国民保護計画 新旧対照表

26	<p>様式第 1 号及び第 2 号により収集を行い、第 2 条に規定する様式第 3 号の安否情報報告書の様式により、道に報告する。</p>	<p>条に規定する様式第 1 号及び第 2 号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて道に報告する。</p>	<p>安否情報の報告方法並びに「武力攻撃事態等における安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」の一部改正 (H18.4.1 施行)</p>	<p>軽微</p>		
27	<p>【収集・報告すべき情報】</p> <p>1 避難住民・負傷住民</p> <p>⑤ 住所</p> <p>(略)</p> <p>第 5 研修及び訓練</p> <p>2 訓練</p> <p>(1) (略)</p>	<p>【収集・報告すべき情報】</p> <p>1 避難住民・負傷住民</p> <p>⑤ 住所 (郵便番号を含む)</p> <p>(略)</p> <p>第 5 研修及び訓練</p> <p>2 訓練</p> <p>(1) (略)</p>			<p>【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】</p>	<p>軽微</p>
31	<p>○災害時要援護者の避難支援プラン</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 高齢者、障がい者等災害時要援護者への配慮</p> <p>市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難支援プランを活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じる。</p> <p>その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「災害時要援護者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。</p>	<p>○避難行動要支援者名簿</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 高齢者、障がい者等避難行動要支援者への配慮</p> <p>市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。</p> <p>その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。</p>			<p>平成 29 年 8 月 3 日 (消防国第 70 号)</p>	<p>軽微</p>
32	<p>※【災害時要援護者の避難支援プランについて】</p> <p>武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同</p>	<p>※【避難行動要支援者名簿について】</p> <p>武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同</p>			<p>平成 29 年 8 月 3 日 (消防国第 70 号)</p>	<p>軽微</p>

恵庭市国民保護計画 新旧対照表

<p>34</p>	<p>様、高齢者、障がい者等の災害時要援護者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組として行われる災害時要援護者の避難支援プランを活用することが重要である（「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成17年3月）参照）</p> <p>避難支援プランは、防災時要支援者の避難を円滑に行えるよう、「要支援者支援に係る全体的な考え方」と「要支援者一人一人に対する個別計画」で構成される。</p> <p>災害時要支援者一人一人の支援プランを実施するためには、災害時要支援者情報の把握が不可欠であるが、その方法としては、①同意方式、②手上げ方式、③共有情報方式の3つの方法があり、これらにより取得した情報をもとに一定の条件や考え方にに基づき、支援すべき災害時要支援者を特定し、福祉関係部局と防災関係部局が連携の下で、災害時要支援者各個々人の避難支援プランを策定することになる（家族構成や肢体不自由の状況、避難支援者や担当している介護保険事業者名などを記載）</p> <p>（略）</p> <p>6 生活関連等施設の把握等</p> <p>※【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管道担当部局】</p> <table border="0"> <tr> <td>第28条5号</td> <td>核燃料物質（汚染物質を含む）</td> <td>文部科学省</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>6号</td> <td>核原料物質</td> <td>文部科学省</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>経済産業省</td> </tr> </table>	第28条5号	核燃料物質（汚染物質を含む）	文部科学省			経済産業省	6号	核原料物質	文部科学省			経済産業省	<p>様、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組として行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）</p> <p>避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務付けられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。</p> <p>また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。</p> <p>（略）</p> <p>6 生活関連等施設の把握等</p> <p>※【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管道担当部局】</p> <table border="0"> <tr> <td>第28条5号</td> <td>核燃料物質（汚染物質を含む）</td> <td>原子力規制委員会</td> </tr> <tr> <td>6号</td> <td>核原料物質</td> <td>原子力規制委員会</td> </tr> </table>	第28条5号	核燃料物質（汚染物質を含む）	原子力規制委員会	6号	核原料物質	原子力規制委員会	<p>軽微</p>
第28条5号	核燃料物質（汚染物質を含む）	文部科学省																			
		経済産業省																			
6号	核原料物質	文部科学省																			
		経済産業省																			
第28条5号	核燃料物質（汚染物質を含む）	原子力規制委員会																			
6号	核原料物質	原子力規制委員会																			

恵庭市国民保護計画 新旧対照表

55	<p>7号 放射性同位元素（汚染物質を含む） <u>文部科学省</u></p> <p>8号 毒劇薬（<u>薬事法</u>） 厚生労働省 農林水産省</p> <p>(略)</p> <p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第1 警報の伝達等</p> <p>2 警報の内容の伝達方法</p> <p>(1) <u>警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。</u></p> <p>※ <u>全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合については、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。</u></p> <p>(2) (前略)</p> <p>この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを</p>	<p>7号 放射性同位元素（汚染物質を含む） <u>原子力規制委員会</u></p> <p>8号 毒劇薬（<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u>） 厚生労働省 農林水産省</p> <p>(略)</p> <p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第1 警報の伝達等</p> <p>2 警報の内容の伝達方法</p> <p>(1) 警報の内容は、<u>緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。</u></p> <p>※ <u>全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。</u></p> <p>(2) (前略)</p> <p>この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを</p>	<p>法の施行に伴う法律名称の変更</p> <p>平成29年8月3日 (消防国第70号)</p>	<p>軽微</p> <p>軽微</p>
----	---	---	--	---------------------

恵庭市国民保護計画 新旧対照表

資料 1-1

55	<p>活かし、自主防災組織、自治会や<u>災害時要援護者</u>等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。</p> <p>(後略)</p>	<p>活かし、自主防災組織、自治会や<u>避難行動要支援者</u>等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。未執行</p> <p>(後略)</p>	平成29年8月3日 (消防国第70号)	軽微
56	<p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、<u>災害時要援護者</u>について、防災・福祉部局との連携の下で<u>避難支援プラン</u>を活用するなど、<u>災害時要援護者</u>に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、<u>避難行動要支援者</u>について、防災・福祉部局との連携の下で<u>避難行動要支援者名簿</u>を活用するなど、<u>避難行動要支援者</u>に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p> <p>(略)</p>	平成29年8月3日 (消防国第70号)	軽微
59	<p>2 避難実施要領の策定</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 避難実施要領の策定における考慮事項</p> <p>⑥ 要援護者の避難方法の決定 (<u>避難支援プラン</u>、<u>災害時要援護者支援班</u>の設置)</p> <p>(略)</p>	<p>2 避難実施要領の策定</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 避難実施要領の策定における考慮事項</p> <p>⑥ 要<u>支援者</u>の避難方法の決定 (<u>避難行動要支援者名簿</u>、<u>避難行動要支援者支援班</u>の設置)</p> <p>(略)</p>	平成29年8月3日 (消防国第70号) 平成30年2月7日 (事務連絡)	軽微
60	<p>3 避難住民の誘導</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防機関の活動</p> <p>消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声</p>	<p>3 避難住民の誘導</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防機関の活動</p> <p>消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声</p>		

恵庭市国民保護計画 新旧対照表

資料 1-1

60	<p>器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、<u>自力歩行困難な災害時要援護者</u>の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。</p> <p>消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに</p>	<p>器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、<u>避難行動要支援者</u>の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。</p> <p>消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに</p>	平成29年8月3日 (消防国第70号)	
61	<p>に、<u>災害時要援護者</u>に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(6) 高齢者、障がい者等への配慮</p>	<p>に、<u>避難行動要支援者</u>に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(6) 高齢者、障がい者等への配慮</p>		
61	<p>市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、災害時要援護者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、<u>介護保険制度関係者</u>、障がい者団体等と協力して、<u>災害時要援護者</u>への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（なお、「<u>避難支援プラン</u>」を策定した場合には、当該プランに沿って対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）。</p> <p>また、ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難も考慮する。</p>	<p>市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、<u>避難行動要支援者</u>支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、<u>福祉事業者</u>、障がい者団体等と協力して、<u>避難行動要支援者</u>への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（「<u>避難行動要支援者名簿</u>」を<u>活用しながら</u>対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）。</p> <p>また、ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難も考慮する。</p>	平成29年8月3日 (消防国第70号) に沿って文言整理	軽微
62	<p>新設</p>	<p><u>(7) 大規模集客施設等における当該施設滞在者等の避難</u></p> <p><u>市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設に対して、施設管理者と連携し、</u></p>	基本指針の変更 平成29年8月3日 (消防国第70号)	協議

恵庭市国民保護計画 新旧対照表

資料 1-1

	<p>(7) 残留者等への対応 (略)</p> <p>(8) 避難所等における安全確保等 (略)</p> <p>(9) 動物の保護等に関する配慮 (略)</p> <p>(10) 通行禁止措置の周知 (略)</p> <p>(11) 道に対する要請等 (略)</p> <p>(12) 避難住民の運送の求め等 (略)</p> <p>(13) 避難住民の復帰のための措置 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">弾道ミサイル攻撃の場合</div> <p>(1)～(2) 略</p> <p>※弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。</p> <p>このため、弾道ミサイルの主体（国または国に準ずる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの制度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市に着弾の可能性があ</p>	<p><u>施設の特性に応じ当該施設などに滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとるものとする。</u></p> <p>(8) 残留者等への対応 (略)</p> <p>(9) 避難所等における安全確保等 (略)</p> <p>(10) 動物の保護等に関する配慮 (略)</p> <p>(11) 通行禁止措置の周知 (略)</p> <p>(12) 道に対する要請等 (略)</p> <p>(13) 避難住民の運送の求め等 (略)</p> <p>(14) 避難住民の復帰のための措置 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">弾道ミサイル攻撃の場合</div> <p>(1)～(2) 略</p> <p>※弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国または国に準ずる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの制度により、実際の着弾地点は変わってくる。</p> <p>このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市に着弾の可能性があり得るものとして、対応</p>	<p>基本指針の変更 平成29年8月3日 (消防国第70号)</p>	<p>軽微</p>
--	---	--	--	-----------

恵庭市国民保護計画 新旧対照表

<p>66</p>	<p>り得るものとして、対応を考える必要がある。</p> <p>また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(1) 救援の実施</p> <p>⑨ <u>死体</u>の捜索及び処理</p> <p>(略)</p> <p>3 救援の内容</p> <p>(1) 救援の基準等</p>	<p>を考える必要がある。</p> <p>また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(1) 救援の実施</p> <p>⑨ <u>遺体</u>の捜索及び処理</p> <p>(略)</p> <p>3 救援の内容</p> <p>(1) 救援の基準等</p>	<p>文言訂正</p>	<p>軽微</p>
<p>67</p>	<p>市長は、1 の(1)の通知があった場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成<u>16</u>年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び道国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。</p> <p>市長は、救援の程度及び基準によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、<u>厚生労働大臣</u>に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 救援の内容</p> <p>①～⑦ 略</p> <p>⑧ 学用品の給与</p>	<p>市長は、1 の(1)の通知があった場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成<u>25年内閣府告示第229号</u>。以下「救援の程度及び基準」という。)及び道国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。</p> <p>市長は、救援の程度及び基準によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、<u>内閣総理大臣</u>に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 救援の内容</p> <p>①～⑦ 略</p> <p>⑧ 学用品の給与</p>	<p>救護事務の移管 平成29年8月3日 (消防国第70号)</p>	<p>軽微</p>
<p>70</p>	<p>道と緊密に連携しつつ、小学校児童（<u>盲学校、聾学校及び養護学校</u>（以下</p>	<p>道と緊密に連携しつつ、小学校児童（<u>特別支援学校</u>の小学部児童を含</p>	<p>学校教育法の一部 改正</p>	<p>軽微</p>

<p>70</p>	<p>「特別支援学校」という。)の小学部児童を含む。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。))及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。))、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。)の被災状況を情報収集し、学用品(教科書、文房具及び通学用品をいう。)を喪失又は損傷し、就学上支障がある場合は、被害の実情に応じ、学用品を給与する措置を講ずる。</p> <p>⑨ <u>死体</u>の搜索及び処理</p> <p>ア <u>死体</u>の搜索</p> <p><u>死体</u>の搜索について、道警察、消防機関、自衛隊及び第一管区海上保安本部等と連携して実施する。</p> <p>イ <u>死体</u>の処理</p> <p>搜索等の結果、武力攻撃災害の際に死亡した者で社会混乱のため、その遺族が処置を行えない場合又は遺族がいない場合、関係機関と連携し、<u>死体</u>の洗浄、縫合、消毒等の処理、<u>死体</u>の一次保存(原則既存の建物)、検案等の措置を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>む。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。))及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。))、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。)の被災状況を情報収集し、学用品(教科書、文房具及び通学用品をいう。)を喪失又は損傷し、就学上支障がある場合は、被害の実情に応じ、学用品を給与する措置を講ずる。</p> <p>⑨ <u>遺体</u>の搜索及び処理</p> <p>ア <u>遺体</u>の搜索</p> <p><u>遺体</u>の搜索について、道警察、消防機関、自衛隊及び第一管区海上保安本部等と連携して実施する。</p> <p>イ <u>遺体</u>の処理</p> <p>搜索等の結果、武力攻撃災害の際に死亡した者で社会混乱のため、その遺族が処置を行えない場合又は遺族がいない場合、関係機関と連携し、<u>遺体</u>の洗浄、縫合、消毒等の処理、<u>遺体</u>の一次保存(原則既存の建物)、検案等の措置を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>文言訂正</p>	<p>軽微</p>
-----------	--	---	-------------	-----------

<p>73</p>	<p>安否情報収集・整理・提供の流れ フロー図</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center; background-color: yellow;">収集項目</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>1 避難住民・負傷住民</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 氏名 ② フリガナ ③ 出生の年月日 ④ 男女の別 ⑤ 住所 ⑥ 国籍 ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報(前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。) ⑧ 負傷(疾病)の該当 ⑨ 負傷又は疾病の状況 ⑩ 現在の居所 ⑪ 連絡先その他必要情報 ⑫ 親族、同居者への回答の希望 ⑬ 知人への回答の希望 ⑭ 親族、同居者、知人以外の者への回答又は公表の同意 <p>2 死亡住民 (上記①～⑦に加えて)</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑮ 死亡の日時、場所及び状況 ⑯ 遺体が安置されている場所 ⑰ 連絡先その他必要情報 ⑱ ①～⑦、⑮～⑰の親族、同居者、知人以外の者への回答の同意 </div> <p>(略)</p>	<p>安否情報収集・整理・提供の流れ フロー図</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center; background-color: yellow;">収集項目</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>1 避難住民・負傷住民</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 氏名 ② フリガナ ③ 出生の年月日 ④ 男女の別 ⑤ 住所(郵便番号を含む) ⑥ 国籍 ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報(前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。) ⑧ 負傷(疾病)の該当 ⑨ 負傷又は疾病の状況 ⑩ 現在の居所 ⑪ 連絡先その他必要情報 ⑫ 親族、同居者への回答の希望 ⑬ 知人への回答の希望 ⑭ 親族、同居者、知人以外の者への回答又は公表の同意 <p>2 死亡住民 (上記①～⑦に加えて)</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑮ 死亡の日時、場所及び状況 ⑯ 遺体が安置されている場所 ⑰ 連絡先その他必要情報 ⑱ ①～⑦、⑮～⑰の親族、同居者、知人以外の者への回答の同意 </div> <p>(略)</p>	<p>安否情報の報告方法並びに「武力攻撃事態等における安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」の一部改正(H18.4.1施行)</p>	<p>協議</p>
-----------	--	---	---	-----------

74	<p>2 安否情報の収集</p> <p>(1) 安否情報の収集</p> <p>市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理す諸学校等からの情報収集、道警察への照会などにより安否情報の収集を行う。</p> <p>安否情報の収集に当たっては、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については同様式第2号を用いて行う。</p> <p>また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、<u>外国人登録原票</u>等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 汚染原因に応じた対応</p> <p>① 核攻撃等の場合</p>	<p>2 安否情報の収集</p> <p>(1) 安否情報の収集</p> <p>市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理す諸学校等からの情報収集、道警察への照会などにより安否情報の収集を行う。</p> <p>安否情報の収集に当たっては、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については同様式第2号を用いて行う。</p> <p>また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 汚染原因に応じた対応</p> <p>① 核攻撃等の場合</p>	<p>外国人登録制度廃止に伴う文言の削除</p>	<p>軽微</p>
84	<p>市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を道に直ちに報告する。</p>	<p><u>・市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の</u>特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を道に直ちに報告する。</p>	<p>基本指針の変更</p>	
85	<p><u>また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理</u>を行いつつ、活動を実施させる。</p> <p>新設</p>	<p><u>・措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行</u>いつつ、活動を実施させる。</p> <p><u>・市は、避難住民等（輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退</u> <u>域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため、住</u> <u>民等へ向け、避難退域時検査の場所、災害の概要、避難に必要な情報提供に努</u></p>	<p>防災基本計画（原子力災害対策編）の修正</p>	<p>協議</p>

恵庭市国民保護計画 新旧対照表

85	<p>新設</p> <p>②及び③ (略)</p> <p>(5) 市長の権限</p>	<p><u>めるものとする。</u></p> <p><u>・市長は、必要に応じ、安定ヨウ素剤の予防服用の実施及び飲食物の摂取制限等の措置について、北海道地域防災計画（原子力防災計画編）に準じて行うものとする。</u></p> <p>②及び③ (略)</p> <p>(5) 市長の権限</p>	<p>基本指針の変更</p>	<p>協議</p>
86	<p>3号 <u>死体</u></p> <p>以上</p>	<p>3号 <u>遺体</u></p> <p>以上</p>	<p>文言訂正</p>	<p>軽微</p>

